第1340回　高知市教育委員会７月定例会　議事録

１　開催日　　令和８年７月31日（金）

２　教育長開会宣言

３　議事

日程第１		会議録署名委員の指名について
日程第２	市教委第31号	令和９年度以降に高知市立小・中・義務教育学校の特別支援学級及び高知市立高知特別支援学校において使用する学校教育法附則第９条の規定に基づく教科用図書の採択について
日程第３	市教委第32号	高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱等について
日程第４	市教委第33号	高知市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

４　出席者

(1)　教育委員会	１番教育長	永　野　隆　史
	２番委員	谷　　智　子
	４番委員	関　　博　之
	５番委員	大　澤　梨　佐
(2)　事務局	教育次長	田　邊　裕　貴
	教育次長	濵　田　　光
	特別支援教育課長	清　水　隆　人
	文化振興課長	森　田　加奈子
	人権・こども支援課副参事	大　石　将　之
	特別支援教育課指導主事	寺　田　豊　徳
	特別支援教育課指導主事	髙　野　　彩
	教育政策課副参事	野　町　はる奈
	教育政策課課長補佐	田　中　茂　夫
	教育政策課係長	池　上　弘　倫
	教育政策課主任	海　和　裕　香

第1340回　高知市教育委員会　７月定例会　議事録

１　令和８年７月31日（金）　午後３時30分～午後４時00分（たかじょう庁舎５階北会議室）

２　議事内容

開会　午後３時30分

永野教育長

ただいまから、第1340回高知市教育委員会７月定例会を開会いたします。

それでは、日程第１、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は大澤委員にお願いいたします。本日は議案が３件となっております。議事進行の都合により、日程第３、市教委第32号から進めたいと思います。よろしいでしょうか。

委員一同

――――――――――　【異　議　な　し】　――――――――――

永野教育長

御異議なしと認めます。日程第３、市教委第32号「高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱等について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

人権・こども支援課副参事

市教委第32号「高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱等について」御説明いたします。

今回の議案は、任期中の委員から、各関係団体の役員退任や人事異動に伴い委員を辞退したい旨の申出があったことから、当該委員を解嘱し、新たな委員を委嘱するものでございます。

高知市いじめ問題対策連絡協議会は、いじめ防止対策推進法第14条及び高知市いじめ問題対策連絡協議会等条例に基づき、平成27年11月に設置しております。

本協議会は、高知市におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体相互の連携を推進するため、必要な事項について協議するとともに、関係機関・団体相互の連絡調整を図り、いじめの防止等に関する効果的な対策を推進することを目的としております。

委員につきましては、条例に定める関係機関・団体から御推薦をいただき、12名を委嘱しております。今回変更となる委員は、高知県警察本部、高知市町内会連合会、高知市立小中義務教育特別支援学校長会、高知商業高等学校、高知商業高等学校ＰＴＡからご推薦いただいた委員で、計５名の委員の変更となります。

委員の任期は２年以内としておりますが、現在の委員の任期は令和９年９月30日までとなっております。このため、本日御提案する委員の任期は、高知市いじめ問題対策連絡協議会等条例第５条の規定に基づき、前任者の残任期間となります。解嘱する委員及び新たに委嘱する委員につきましては、資料４ページ及び５ページの名簿のとおりでございます。

御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

永野教育長

それでは、本件に関して質疑はございませんか。

御意見がないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第32号「高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱等について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

――――――――――　【異　議　な　し】　――――――――――

永野教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第32号は原案のとおり決しました。

それでは、日程第４、市教委第33号「高知市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

文化振興課長

市教委第33号「高知市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」御説明いたします。

本趣旨は、任期中の委員の人事異動に伴い、委員の交代をするものでございます。本市では、社会教育法第15条第１項、都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができるとの規定によりまして、社会教育委員を設置しています。

また、同法第15条第２項で、社会教育委員は教育委員会が委嘱すると規定されておりますことから、本会議でお諮りするものです。

本市の社会教育委員は、学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行うもの並びに学識経験者等から構成されており、任期は２年間となっております。

今回、日本放送協会高知放送局内で人事異動があり、委員から後任の方への交代の申出がありましたことから、残りの任期であります令和９年７月６日までの委嘱についてお諮りするものです。

資料７ページを御覧ください。今回、解嘱となる方と、新たに委嘱を予定している方の名簿でございます。お二方とも、日本放送協会高知放送局コンテンツセンターのセンター長でございまして、後任の方は、今年７月に赴任されました坂口央様でございます。

資料８ページは、社会教育委員全体の名簿となります。今回予定している委員の交代では男女比率に変わりはなく、女性委員の比率は30パーセントで、40パーセントを切っております。

引き続き、高知市が目標に掲げる女性委員の比率向上に努めてまいります。

なお、余談になりますが、今年10月から開催されます、よさこい高知文化祭2026のガイドブックが本日出来上がりましたので、参考にお配りしております。ガイドブックの６ページを御覧ください。

社会教育委員の会議でも、せっかくの機会なので、子供たちが参加できる事業をやってほしいという御提案もありましたことから、教育委員会に御協力いただき、「未来へつなぐ高知のうた」プロジェクトを企画しました。

こちらは市内の小中学生を対象に募集をいたしまして、高知市のＰＲソングを一緒に歌おうという事業となっております。

６月に学校を通じて参加者を募集したところ、360人ほどの申込みがあり、現在、合同練習中です。練習に当たりましては、高知県合唱連盟の方に御協力をいただけまして、頑張って練習をしているところです。

今後、８月23日にマスコミを入れての公開収録を予定しております。メディアや動画を通じたＰＲや、本庁での企画展なども開催する予定がありますので、御覧いただければと思います。

説明は以上でございます。よろしくお願いします。

永野教育長

よさこい高知文化祭の案内を含めての御説明、ありがとうございました。本件に関して質疑はございませんか。

御意見がないようですので、本件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第33号「高知市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

委員一同

――――――――――　【異　議　な　し】　――――――――――

永野教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第33号は原案のとおり決しました。

続きまして、日程第２、市教委第31号「令和９年度以降に高知市立小・中・義務教育学校の特別支援学級及び高知市立高知特別支援学校において使用する学校教育法附則第９条の規定に基づく教科用図書の採択について」の議題ですが、この案件は、８月末までの間、時限秘の内容となっておりますので秘密会としてよろしいでしょうか。

委員一同

――――――――――　【異　議　な　し】　――――――――――

永野教育長

御異議なしと認めます。よって、これより秘密会といたします。

それでは、日程第２、市教委第31号「令和９年度以降に高知市立小・中・義務教育学校の特別支援学級及び高知市立高知特別支援学校において使用する学校教育法附則第９条の規定に基づく教科用図書の採択について」を議題とします。事務局から説明をお願いいたします。

特別支援教育課長

日程第２、市教委第31号「令和９年度以降に高知市立小・中・義務教育学校の特別支援学級及び高知市立高知特別支援学校において使用する学校教育法附則第９条の規定に基づく教科用図書の採択について」御説明いたします。

なお、これからお願いいたします審議及び採択は、通常の学級で用いる検定済教科書について行われるものとは異なるものでございます。通常の学級で用いる検定済教科書は、一旦採択されましたら次の採択まではその教科書を複数年にわたって用いることになりますが、これから御審議いただきます特別支援教育用の教科用図書は、これまで毎年御審議や採択をしていただいておるところでございます。

それでは、資料１を御覧ください。

小・中・義務教育学校の特別支援学級や特別支援学校においては、学校教育法附則第９条の規定によりまして、同法第34条に定める教科用図書以外の図書を教科用図書として使用することができます。

学校教育法第34条には、小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないと定められておりまして、この規定は中・義務教育学校や特別支援学校にも準用されます。

しかしながら、特別支援学級や特別支援学校のための検定済教科書は、現在発行されておりません。また、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書は、編集・発行されてはおりますが、その種類が限られております。

そこで、特別支援学級や特別支援学校においては、学校教育法附則第９条の規定によりまして、同法第34条に定める教科用図書以外の図書を教科用図書として使用することができることになっており、この図書を通称、９条図書と呼んでおります。

（２）の御説明に移ります。この９条図書は、「検定済教科書では子どもの学習に適さない」という場合に使用するもので、これを用いる場合には、検定済教科書を支給せず、代わりに９条図書を支給するということになります。

なお、９条図書は、検定済教科書と同様に無償で給付され、その図書は児童生徒個人のものとなります。

（３）に移ります。９条図書は特別支援教育の教育課程に即して用いられるものですので、教育課程上に設定されていない教科に対しては支給できません。

（４）に移ります。９条図書は、検定済教科書のように日々これを用いて授業を行うというものではなく、児童生徒の学習活動を発展・拡大させていくための一つの題材として活用されることが多いものです。

知的障害特別支援学級や特別支援学校におきましては、各教科等にわたる内容を総合的に学習することが多くございます。９条図書はこうした学習活動に対する子供たちの意欲を引き出したり、

劇やものづくりなどの活動へと発展・拡大させていくための題材として活用したりすることが多くなっております。

次に、９条図書の採択について説明いたします。採択の流れにつきましては、３ページを御覧ください。

本日の教育委員会では、追って御説明いたします図書、すなわち、高知県教育委員会からの指導・助言を得るとともに、当課が本市の学校代表者の意見を参考にして調査研究を行った図書について、審議及び採択をお願いするものでございます。

続いて４ページを御覧ください。ここには、学校教育法附則第９条の規定による一般図書選定基準を示しております。この内容は、高知県教育委員会の同基準を引用しております。

９条図書は、平成15年度以降、採択された図書を順次追加しておりまして、12ページ以降、こちらは資料３になりますが、13ページから22ページにかけてお示ししますように、本年度までに574冊の一般図書を一覧に掲載しております。

ただし、絶版や品切れなどの理由により入手困難な図書があることから、実際には20ページまでに記載している476冊の一般図書の中から、各学校が在籍する児童生徒の様子を踏まえて選べることになっております。

検定済教科用図書の採択とは異なり、年度を追って順次図書を追加しておりますのは、広い選択肢の中から、児童生徒の様子に応じて、より良い図書を選択できるようにするためでございます。

資料２に戻ります。５ページを御覧ください。こちらは、令和９年度以降用として新たに調査を行う一般図書一覧でございます。１から９までの９冊については、高知県教育委員会からの指導・助言を受けた図書でございます。10から12までの３冊については、本市の学校から出された希望を踏まえて選んだ図書でございます。

本日は、これらの合計12冊について御審議をお願いいたします。

６ページ以降は、この12冊の本について調査・研究した結果でございます。こちらに12冊の見本本を用意してありますので、御覧いただければと思います。９条図書の御説明は以上でございます。

それでは、御審議の程、よろしくお願いいたします。

永野教育長

それでは、少し時間を取りますので、実際に手に取って御覧ください。

調査結果について、６ページ１番の「ぼうしかぶって」を事務局から説明をお願いします。

特別支援教育課長

資料６ページを御覧ください。「ぼうしかぶって」は、決められたパターンの表現や繰り返しのある擬音が挿入されており、言葉のリズムを楽しむことができる構成になっております。また、シンプルなイラストで、色彩がはっきりしており、注目しやすくなっております。文字につきましても、カタカナとひらがなだけで表記されており、絵と重ならないように見やすい工夫がされております。

総合所見としまして、聴覚、視覚に働きかける絵本で、オノマトペの持つ言葉のリズムに親しみ楽しんだり、生活の中にある身近な言葉に触れたりすることができるという調査結果となりました。

永野教育長

とても見やすい本だと思います。ほかに御意見はないでしょうか。

谷委員

「ひとりだちするための就労支援ノート」は、これを使って進路について学ぶということですか。少し難しい内容に思えますけど。

特別支援教育課長

書籍の内容としましては、中学生から高等部生徒を対象とすることが想定されますが、中学生においては、高等部ではこういった内容を学ぶことになるであろう、進路を決めるに際してはこういった内容がポイントになるであろうといったことを学ぶとともに、記載されている事柄に関連する内容へと学習活動を広げていけると思っております。

関委員

採択された本が、図書館などに整理、展示、供覧されて、そこから先生が選ぶことになるのですか。

特別支援教育課長

書籍の現物が図書館などにまとまって並ぶものではないです。特別支援学級の担任などが、まずはリストの中から選び、必要に応じて見本を見たり、書名を頼りに図書館等で現物を探したりして、内容について確認することができます。なお、書籍は市中の書店で販売されているものと同じであります。

永野教育長

ほかに御意見はないでしょうか。

御意見もないようですので、本件の質疑を終了しまして、採決に移ります。

市教委第31号「令和９年度以降に高知市立小・中・義務教育学校の特別支援学級及び高知市立高知特別支援学校において使用する学校教育法附則第９条の規定に基づく教科用図書の採択について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

委員一同

――――――――――　【異　議　な　し】　――――――――――

永野教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第31号は、原案のとおり決しました。

秘密会を解きます。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会　午後４時00分

署　名

教育長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

５番委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿